

環境影響評価書の概要

神津島空港整備事業

昭和62年8月

東京都

1. 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

神津島空港整備事業

〔飛行場の設置〕

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は東京都神津島村の南部に東京都管理の第三種空港を新設するものであり、その計画の概要は表-1のとおりである。

表-1 空港整備計画の概要

項目 \ 年	昭和66年	昭和76年
旅客数(千人/年)	25	50
就航機材(乗客)	DHC-6ツ インオッター (19人)	DHC-6ツ インオッター (19人)
離着陸回数(回/日)	6	12
滑走路諸元(m)	800×25	800×25
事業区域の面積(m ²)	359,000	

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の実施が及ぼす影響について予測・評価した。その結論を表-2に示す。

表-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>航空機から排出される大気汚染物質濃度は、集落地区では一酸化炭素が0.0001ppm以下、二酸化窒素が0.00001ppm以下と現況濃度に対する寄与度も低く、影響はほとんどないものとする。</p> <p>また、工事中の建設機械から排出される大気汚染物質濃度も、集落地区では二酸化窒素が0.0001ppm以下であり、ほとんど影響はないものとする。</p>
2. 騒音	<p>航空機騒音の70WECPNLのコンター内には公共施設・民家等がないことから影響は小さいものとする。なお、計画地は離島のため航空機騒音の環境基準は適用されない。</p> <p>また、工事中の建設機械による騒音レベルは、集落地区では騒音レベルが45dB(A)程度であり、影響は小さいものとする。なお、東京都公害防止条例に定める指定建設作業の騒音に係る勧告基準の適用は受けない。</p>
3. 振動	<p>工事中の建設機械による振動レベルは、集落地区へ影響を与えないため影響はないものとする。なお、東京都公害防止条例の振動に係る勧告基準の適用は受けない。</p>
4. 陸上植物	<p>用地造成により樹林帯が草本類や低木類となることは避けられないが、植生変更区域内にある貴重種は移植し、在来植物を中心とした植栽を施すため、影響は最小限にとどめられるものとする。</p>
5. 陸上動物	<p>用地造成により樹林帯が舗装地、草本類、低木類となるため樹林性の動物への影響は避けられないが、その他の動物については在来植物を中心とした植栽を施すため、影響は小さいものとする。</p>
6. 地形・地質	<p>地形改変面積は約25万㎡におよぶが、計画地は特異な地形・地質ではなく、土工量も現地地形を生かし、最小限にとどめるとともに、切盛斜面も崩壊しないよう安全な勾配をとり、不圧地下水への影響も軽微であるため、地形・地質への影響は小さいものとする。</p>
7. 史跡・文化財	<p>遺跡存在の可能性が比較的高いとされた区域での造成工事の際には、関係機関と十分協議し、施工するとともに、造成工事により、埋蔵文化財が発見された場合には文化財保護法等に基づき関係機関と協議し、適切に処置するため、影響は最小限にとどめられるものとする。</p>
8. 景観	<p>計画地周辺の地域景観の特性は、盛土等の巨大な人工構造物の出現により変化するが、集落から見ることはできないため、影響は小さいものとする。また、代表的な眺望地点における景観の変化は植栽の復元につれて周辺との調和がはかられ、秩父山からみると、人工構造物が目立つが、他の地点では現在の眺望状況を大きく損なうものではなく、影響は小さいものとする。</p>